

# 児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

両親の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方に対して、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■児童扶養手当を受け取ることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までになります。なお、受給者・児童ともに国籍は問いません。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が一定の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が1年以上刑務所などに拘

禁されている児童

- (7) 母が婚姻せずに生まれた児童
- (8) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

■児童扶養手当の額（平成18年4月）

児童扶養手当の金額は、受給資格者の方本人と、受給資格者と同居している扶養義務者（親族の方）の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と、手当の一部のみが支給される場合があります。

○支給対象児童1人の場合

- ・全部支給  
↓月額4万1千720円
- ・一部支給  
↓月額4万1千710円

（所得により変わります）

○支給対象児童2人以上の場合  
全部支給・一部支給ともそれぞれ右の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

■児童扶養手当の支払日

手当は認定請求した日の属する月の翌月から支給され、年3回、支払月の前月分までの手当が支払われます。（支払日が土・日・祝日などに当たるときは、これらの日の前日とします。）

○支払日

- ・4月11日：2月分から3月分
- ・8月11日：4月分から7月分
- ・12月11日：8月分から11月分

■所得制限について

児童扶養手当には所得制限が設けられており、受給資格者本人、配偶者及び同居（世帯分離している場合も含む）の扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年の所得により、その年の8月分から翌年の7月分までの一年分の手当額が決まります。

☆平成18年度の児童扶養手当現況届はお済みですか

○毎年8月

↓現況届（その年の8月から翌年の7月までの手当を受ける資格を確認するために必要です。提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになり、2年以上提出されない場合には受給資格が喪失します。今年度の現況届が未提出の方は、至急提出くださるようお願いいたします。）

－ 所得制限限度額表（平成17年分所得）－

扶養人数	<受給資格者本人>		<扶養義務者>
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

$$\begin{aligned} \text{所得} &= \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額など）} \\ &\quad + \text{養育費の8割相当額} - \text{諸控除} \\ &\quad - \text{8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします）} \end{aligned}$$